

伝統工法・材料による復原範囲について

○前提条件

第1回の検討委員会の復原整備検討に当たっての作業方針に、材料や工法については、遺構の養生、調達の可能性、調達時の環境負荷、施工の効率性、また、管理段階も見据えたコスト削減の観点を踏まえながら出来る限り伝統的なものを用いることとしている。

○伝統工法・材料の使用方針と想定内容

- 遺構の養生を第一とし、地区全般に渡って上部構造の軽量化を図る。**
 - ・基礎の工法は、版築を用いず、RC基礎とする。
(既存事例) 宮跡内における従前の全ての復原建物
 - ・回廊築地の工法は、版築を用いず、鉄骨造などとする。
(既存事例) 朱雀門両脇大垣、東院大垣
※ただし、朱雀門から第一次大極殿院、同正殿に至る景観軸上にある南面部分(南門、東西楼及び南面回廊)については、特に景観上重要であることから、版築を行うことを基本とする。
 - ・瓦葺きの工法は、土葺きを用いず、空葺きとする。
(既存事例) 朱雀門、第一次大極殿正殿
- 西面回廊北寄りの軟弱地盤の範囲については、回廊設置を実現する観点から、必要に応じ、より一層の軽量化に努める。**
- 一方、当該地区は、復原建造物の鑑賞を通じ、往時の歴史・文化を体感してもらう場であることから、その外観(形態意匠)については、現代工法・材料を用いた場合でも、伝統工法・材料を用いた場合と同等なものとなるように努める。**
 - ・回廊築地について、版築層を表現する、など。
(既存事例) 平城京朱雀大路跡における築地塀
- 既に失われた伝統材料・工法については、意匠に配慮するなどした類似の材料・工法を用いる。**
 - ・石材について、竜山石(黄色)が採掘されなかった場合、その他の凝灰岩を用いる、など。
(既存事例) 朱雀門
- 大量の材料を必要とすることで著しく環境に影響を与える場合については、意匠に配慮した類似の材料を用いる。**
 - ・現在想定していないが、詳細な供給可能調査を行い、その旨が判明した場合。
- 利用者を著しく汚損するおそれがある材料については、意匠に配慮した適切な材料を用いる。**
 - ・塗装について、天然顔料に化学塗料を混合する。
(既存事例) 朱雀門、第一次大極殿正殿、東院庭園隅楼
- 本地区の復原整備を早期かつ確実に実現するため、予算状況に応じ、類似材料を用いる。**
 - ・木材について、檜以外の国産を基本とした木材を用いる。
(既存事例) 東院庭園中央建物・反橋(カナダ檜)
- 国内法で求められる現代の安全基準を満たす補強を行う。**
 - ・建物について、耐震補強を行う。
(既存事例) 朱雀門

○伝統工法・材料による復原範囲

